

安芸市旧庁舎不用品の売払要綱

1. 売払物品の表示

「別紙 売払物品」参照

2. 売払の概要とスケジュール（詳細は3以降）

定額（1品100円）により売払います。

(1) 物品の公開と売払い

令和8年3月15日（日）午前9時から正午、午後1時から5時まで

安芸市役所旧庁舎（以下「会場」という。）にて、物品を公開します。会場の入場前には様式1（安芸市不用物品即売会参加受付簿）に必要事項を記入します。購入希望物品があった場合は、当日会場で様式2「購入申込書兼誓約書」（以下「申込書」という。）を提出します。

(2) 買受人の決定

購入希望者の先着順で買受人として決定します。

(3) 物品の引取り

令和8年3月15日（日）午前9時から正午、午後1時から5時までの間に、買受人になった者は、買い受ける物品の代金を会場にて支払い、物品を引取ります。

3. 物品の公開及び売払い

(1) HPでの物品公開

① 期間 令和8年2月23日（月）から3月14日（土）まで

(2) 会場での物品公開及び売払い

① 期間 令和8年3月15日（日）午前9時から正午、午後1時から5時まで

② 安芸市役所旧本庁舎（高知県安芸市矢ノ丸1-4-40）

ア 物品の説明会はありません。現物を会場にて確認し、現状有姿での引き渡しとなります。

イ 物品を直接確認し、本要綱に承諾した人のみ、不用品売払会に参加することができます

ウ 申込書は、会場で配布します。（HPからもダウンロードできます。）

エ 申込書の提出は、前記（2）①の期間中、会場でのみ受け付けます。それ以外の時間、及び郵便・FAX・電子メール等による申込書の提出はできません。

(3) 不用品即売会参加の資格

不用品即売会の参加者となることができるのは、個人（18歳以上（不用品即売会参加申込時現在））又は法人で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

① 成年被後見人

② 未成年者、被保佐人又は民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受

けた被補助人であって、契約締結のための同意を得ていない者

- ③ 破産者で復権を得ない者
- ④ 地方自治法第239条第2項に規定する物品に関する事務に従事する本市の職員
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「不正行為防止等に関する法律」という。）第32条第1項各号に該当している者

4. 買受人の決定と契約

(1) 買受人の決定

買受人は、購入希望者の先着順に決定します。

(2) 契約の締結

買受希望者による申込書の提出を契約の申込み、市による申込書の受理をもって契約の承諾（成立）とし、契約書は省略します。

(3) 契約保証金

安芸市契約事務規則第51条第2項第5号により免除します。

5. 売買代金の支払と物品の引取り

(1) 代金の支払い

令和8年3月15日（日）午前9時から正午、午後1時から5時までの間に会場にて、物品の引取前に現金で納付してください。（釣銭が不要となるようにご準備ください。）現金以外の支払いは受付けません。

(2) 物品の搬出

前記5（1）の間に搬出してください。

(3) 物品の引取りに係る注意事項

物品は現状引き渡しとし、搬出の作業中に破損した場合、引渡し後の不調や故障、隠れた瑕疵等についての返金及び補償、物品の返品等は一切受付けません。引き渡しは会場にて行い、運搬等一切の費用及び手続きは買受人の負担となります。

6. その他

- (1) 本要綱に定めのない事項については、すべて関係法規等、地方自治法、地方自治法施行令及び安芸市契約事務規則の定めるところによります。
- (2) 契約に関する費用は、落札者の負担とします。
- (3) すべての提出書類は、原則返還いたしません。

【問い合わせ先】

〒784-8501

高知県安芸市土居82番地1

安芸市役所 会計課

TEL 0887-35-1008（直通）

FAX 0887-35-4445（代表）

Mail kaikei@city.aki.lg.jp